議事説明資料

(1) 合議体の取扱いについて

【高知市行政不服審査法施行条例】

(合議体)

- 第9条 審査会は、委員のうちから<u>審査会が指名する者3人をもって構成する合議体</u>で、審査請求に係る事件について調査審議する。ただし、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。
- 2 前項本文及びただし書の合議体に審査長を置き、当該合議体を構成する委員の互選によりこれを定める。
- 3 第1項本文及びただし書の合議体の会議は、当該合議体の審査長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 第1項本文の合議体はこれを構成する委員の全て、同項ただし書の合議体は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 第1項本文及びただし書の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、当該事件に係る議事に参加することができない。
- 7 審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の決議をもって審査会の決議とする。
- ◆合議体を構成する委員は、審査会が指名する者3人とされており、審査会の指名の方法について 定める必要がある。また、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体 で審査請求に係る事件について調査審議することとなっており、当該規定についての取扱いを定 める必要がある。

(案)

条例第9条第1項の「審査会が指名する者3人」「審査会が定める場合」については、会長の決定をもって審査会の指名又は審査会の定めとする(合議体の構成及び合議体を構成する委員の指名について会長に一任する。)。

なお,会長が合議体の委員を決定するに際しては,事案ごとに,事務局で委員の専門性及び利害 関係の有無等を把握・調整の上,会長に諮るものとする。

また, 諮問書等は, 全委員に送付する。

◆合議体の会議は審査長が招集することになっているため、合議体における「審査長」選任の手続きが必要である。

(案)

合議体の会議前に審査長を選任する必要があるため、審査長選任のための会議を会長が招集し、 委員の互選により審査長決定後、引き続き第1回の合議体の会議を開催するものとする。

◆合議体の位置付けについては、条例第9条第7項により、「審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の決議をもって審査会の決議とする。」とされている。一方で、審議会が発送する文書は会長名となるため、合議体による決議から、会長名での通知文書等の発送までの事務手続について確認しておく必要がある。

(案)

合議体の決議した事項に関する会長名での文書発送に当たっては、事務局は、当該合議体の審査 長の確認を経て、会長の確認を受けることとする。

会長は、合議体の決議に即して文書発送の確認を行うものとする。

(2) 専門委員の取扱いについて

【高知市行政不服審査法施行条例】

(専門委員)

第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 第5条第3項及び第11条の規定は、専門委員について準用する。

(案)

条例第9条第7項により、「審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の決議をもって審査会の決議とする。」とされていることから、専門委員の設置については、合議体の会議において、必要に応じて専門委員の設置の必要性及び人選について協議し、専門委員の設置が必要な場合は、審査会が市長に推薦することを決議するものとする。

専門委員の委嘱は、審査会の推薦に基づき、市長が行う。

(3) 諮問の際に添付を求める書類の定めについて

【行政不服審査会における調査審議等に係る事務処理マニュアル(案)平成 27 年 10 月総務省行政管理局行政手続室】 2ページ

審査庁は、諮問書を作成するとともに、審査会の定めるところに従い、諮問の際に必要となる書類を作成する。 なお、諮問の際に、審理員意見書及び事件記録の写しのほかに添付を求める書類としては、例えば、審理員意見書の内容等

◆審査長から諮問を受ける際に提出を受ける資料等の内容は、審査会であらかじめ定め、審査庁に 示しておく必要がある。

(案)

行政不服審査会への諮問の際に審査庁から提出を求める書類は、次のものとし、あらかじめ審査 庁に提示することとする。

- ① 諮問書
- ② 審理員意見書
- ③ 事件記録
 - 表 審査請求手続における事件記録 (法令で定められているもの)

| 事件記録 | 根拠条文 |
|--------------------------------------|----------------|
| 審査請求書(法 19 条) | |
| 弁明書 (法 29 条) | 法 41 条 3 項 |
| 事件記録として政令で定めるもの | |
| 〇 審査請求録取書(法20条) | 令 15 条 1 項 1 号 |
| 〇 法 29 条 4 項各号に掲げる書面 | 令 15 条 1 項 2 号 |
| ・ 不利益処分を行う際に聴聞の主宰者から提出された聴聞の調書(行 | |
| 政手続法 24 条 1 項)及び報告書(同条 3 項) | |
| ・ 不利益処分を行う際に処分の相手方となるべき者から提出された弁 | |
| 明書(行政手続法 29 条 1 項) | |
| 〇 反論書 (法 30 条 1 項) | 令 15 条 1 項 3 号 |
| 〇 意見書 (法 30 条 2 項) | 令 15 条 1 項 4 号 |
| 〇 次の手続の記録 | 令 15 条 1 項 5 号 |
| · 口頭意見陳述 (法 31 条) | |
| ・ 参考人の陳述又は鑑定(法 34 条) | |
| · 検証 (法 35 条) | |
| ・ 審理関係人への質問 (法 36 条) | |
| ・ 審理手続の申立てに関する意見聴取 (法 37条) | |
| 〇 審理関係人から提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他 | 令 15 条 1 項 6 号 |
| の物件(法32条1・2項) | |
| 〇 物件の提出要求 (法 33 条) に応じて提出された書類その他の物件 | 令 15 条 1 項 7 号 |

④ 諮問説明書(審査庁による裁決案及び裁決の考え方等の説明資料)

※裁決の主文に相当する内容及び裁決の理由を明らかに示すものとする。

(4) 調査審議の手続の併合、分離に関する取扱いについて

【高知市行政不服審査法施行条例】

(調査審議の手続の併合又は分離)

- 第 10 条 審査会は、必要があると認める場合は、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に 係る調査審議の手続を分離することができる。
- 2 審査会は、前項の規定に基づき事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(案)

条例第9条第7項により、「審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の決議をもって審査会の決議とする。」とされていることから、事件の併合及び分離については、当該事件の調査審議を担当する合議体で審議の上決議するものとする。

(5) 諮問を不要とする事案について

【行政不服審査法】

- 第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長(地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会)である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。
- 一審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの(以下「審議会等」という。)の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合
- 二 裁決をしようとするときに他の法律又は政令(条例に基づく処分については、条例)に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合
- 三 第四十六条第三項又は第四十九条第四項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合
- 四 審査請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関(以下「行政不服審査会等」という。)への 諮問を希望しない旨の申出がされている場合(参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出 がされている場合を除く。)
- 五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘 案して、諮問を要しないものと認められたものである場合
- 六 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 七 第四十六条第一項の規定により審査請求に係る処分(法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。)の全部を取り消し、又は第四十七条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合(当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)
- 八 第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置(法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。)をとることとする場合(当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)
- 第2項及び第3項(削除)
- ◆「審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度 その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合」は諮問を 要しないことから、諮問を受けた際に、当該事由に該当するものかどうかについて審査会が判断 する必要がある。

(案)

条例第9条第7項により、「審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の決議をもって審査会の決議とする。」とされていることから、諮問を要しないものかどうかについての判断は、当該事件の調査審議を担当する合議体の第1回の会議において審議の上決議するものとする。

(6) 審議資料等の閲覧・交付並びに交付に係る手数料の減免について

【行政不服審查法】

(提出資料の閲覧等)

- 第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主 張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りで ない
- 3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において<u>政令</u>で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、<u>政令</u>で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又 は免除することができる。

【高知市行政不服審査法施行条例】

第4章 提出資料の交付手数料等

(手数料の額)

- 第 17 条 法第 38 条第 1 項 (他の法令において準用する場合を含む。第 19 条において同じ。) 及び法第 81 条第 3 項において 準用する法第 78 条第 1 項並びに第 15 条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人等は、次の各号に掲げる交付の方法の 区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
- (1) 政令第11条第1号若しくは第2号又は第16条第1号に掲げる方法による交付 用紙1枚(両面に複写され,又は出力された用紙については,片面を1枚とする。)につき10円(カラーで複写され,又は出力された用紙にあっては,50円)
- (2) 政令第11条第3号又は第16条第2号に掲げる交付の方法 政令第11条第1号若しくは第2号又は第16条第1号に掲げる交付の方法 (用紙の片面に複写し,又は出力する方法に限る。) によってするとしたならば,複写され,又は出力される 用紙1枚につき10円

(手数料の不環付)

- 第18条 納付された手数料は、これを還付しない。ただし、市長において特に必要があると認めた場合は、この限りでない。 (手数料の減免)
- 第19条 法第38条第1項及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項並びに第15条第1項の規定による交付を 行う者は、当該交付を受ける審査請求人等が経済的困難により交付手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を 減額し、又は免除することができる。

【高知市行政不服審査法施行細則】

(交付手数料の減免)

- 第3条 条例第19条の規定により交付手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人(以下「審査請求人等」という。)は、法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)若しくは法第81条第3項において準用する法第78条第1項又は条例第15条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を当該交付を行う者に提出しなければならない。
- 2 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。
- ◆ 審議資料等の閲覧・交付並びに交付に係る手数料の減免の決定は、審査会が行うため、取扱いを定める必要がある。なお、手数料の徴収は市長が行うこととされている。

(案)

条例第9条第7項により、「審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の決議をもって審査会の決議とする。」とされていることから、審議資料等の閲覧・交付の諾否並びに交付に係る手数料の減免は、当該事件の調査審議を担当する合議体で決議するものとする。ただし、合議体を開催する時間的余裕がないなど止むを得ない場合は、当該決議については、当該事件の調査審議を担当する合議体の審査長に一任するものとする。

また,交付に係る手数料の減免は,審理員が行う交付に係る手数料の減免基準に即して実施する こととする。

(7) 口頭意見陳述の申立への対応について

【行政不服審査法】

(意見の陳述)

- 第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- ◆口頭意見陳述の申立があった場合の実施の諾否,口頭意見陳述への補佐人の参加の許可は審査会 が行うこととなるため,取扱いを定める必要がある。

(案)

条例第9条第7項により、「審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の決議をもって審査会の決議とする。」とされていることから、口頭意見陳述の実施の諾否、補佐人の参加の許可については、当該事件の調査審議を担当する合議体で審議の上決議する。

(8) 各種文書様式その他の庶務的事項の取扱いについて

(案)

審議会で使用する文書の様式は、原則として、別紙様式集(案)の様式例を基本としたものを使用する。

審議会の文書事務をはじめとする庶務的事項その他軽易な手続の取扱いについては,委員は会長に一任するものとし、事務局が会長に諮って決定するものとする。

(9) 会議の公開・非公開について

【高知市における附属機関等の会議の公開に関する要綱】

(公開の基準)

- 第3条 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。
- (1) 会議において, 高知市行政情報公開条例(平成 12 年条例第 68 号)第 9 条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うと き。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。 (公開又は非公開の決定)
- 第4条 附属機関等は、前条の規定に基づき、あらかじめ当該附属機関等の会議の公開又は非公開を決定するものとする。
- 2 前項の規定に基づき、会議の公開を決定した附属機関等において、開催予定の会議が前条各号のいずれかの規定に該当すると認められるときは、当該開催予定の会議ごとに、非公開とすることができる。ただし、当該会議を非公開とすることについては、あらかじめ当該附属機関等の会議で決定するものとする。
- ◆「高知市における附属機関等の会議の公開に関する要綱」の規定に基づき、あらかじめ会議の公開又は非公開を決定する必要がある。

(案)

本市の附属機関等の会議は原則として公開であるため、「審議会の会議」は公開とする。

ただし、「合議体の会議」は個人情報及び機密情報を取扱うため、高知市における附属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定を適用し、非公開とする。

様 式 集 (案)

様式1

 (文書番号)

 平成 年 月 日

高知市行政不服審査会 会長 様

高知市長様

諮 問 書

○○法(昭和(平成)○○年法律第○○号) [○○条例(昭和(平成)○○年条例第○○号)] 第○条の規定に基づく処分 [処分についての不作為] に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担当:連絡先:

(別紙) 【処分についての審査請求に係る諮問の場合】

| | 区 分 | 内 容 |
|---|------------------|-----|
| 1 | 審査請求に係る処分 | |
| 2 | 審查請求 | |
| 3 | 諮問の理由 | |
| 4 | 参加人等 | |
| 5 | 添付書類等 | |
| 6 | 当該処分担当課等 | |
| О | ヨ 政処プ担ヨ硃寺 | |

- ※1 3の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「法 令に基づく申請の全部を容認することが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の 意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。
- ※2 5の「添付書類等」については、行政不服審査法第43条第2項において諮問に際して 添付することとされている「審理員意見書」及び「事件記録(写し)」のほか、各審査会 が諮問に際して提出を求めている「諮問説明書」等の書類を具体的に記載する。

(別紙) 【不作為についての審査請求に係る諮問の場合】

| | 区 分 | 内 容 |
|---|------------|-----|
| 1 | 審査請求に係る不作為 | |
| 2 | 処理期間 | |
| 3 | 審査請求 | |
| 4 | 諮問の理由 | |
| 5 | 参加人等 | |
| 6 | 添付書類等 | |
| 7 | 当該処分担当課等 | |

- ※1 2の「処理期間」については、「法定処理期間」と「標準処理期間」の別及びその期間 並びに法定処理期間の場合はその根拠条項を記載する。これら期間の定めがされていない 場合は、標準処理期間を定めていない理由を記載する。
- ※2 4の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「法令に対する処分をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。
- ※3 6の「添付書類等」については、行政不服審査法第43条第2項において諮問に際して添付することとされている「審理員意見書」及び「事件記録(写し)」のほか、各審査会が諮問に際して提出を求めている「諮問説明書」等の書類を具体的に記載する。

様式2 (諮問事件受付処理簿)

諮問事件受付処理簿

| 諮問番号 | 事件名 | 処分担当課 | 諮問日 | 合議体 構成委員 | 答申日 | 答申番号 | 備考 |
|------|-----|-------|-----|-------------|-----|------|----|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

※本処理簿は、件数が多い場合には、処分についての審査請求に係る諮問と不作為についての審査請求に係る諮問とを別簿冊とするが、件数が少ない場合は一緒に一つの簿冊とする。一つの簿冊に処分に係る諮問と不作為に係る諮問とを一緒に記載する場合は、その区分を備考欄に記載する。

様式3 (主張書面等の提出期限の通知)

(文書番号) 平成 年 月 日

 氏名(審査請求人等)
 様

 [高知市長
 様]

高知市行政不服審査会 会長 印

主張書面又は資料の提出について (通知)

あなた[貴庁]は、下記1の諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号:平成 年(処分) [(不作為)]諮問第 号事件名:

- 2 主張書面又は資料の提出期限等
 - (1) 提出期限

平成 年 月 日()

(2)提出方法

任意の様式により作成した主張書面又は資料を、持参するか、郵送又はファクシミリで当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項に おいて準用する同法第78条の規定に基づき閲覧等に供することがあり得ま すので、その適否についてのあなた[貴庁]のお考えを、別紙「提出する 主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面又は資料に添付し てください。

以上

連絡先: ファクシミリ:

高知市行政不服審査会

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

| 五尺 | 148 | | |
|-------|-----|-----------|------------------------------|
| | | [高知市長 | 平成 年 月 日 氏名(審査請求人等) 印] |
| 3項におい | ない。 | の規定に基づき,審 | |

様式4 (諮問を要しない旨の審査会意見の通知)

 (文書番号)

 平成 年 月 日

高知市長様

高知市行政不服審査会 会長 印

諮問事件に係る意見について(通知)

当審査会において下記1の諮問事件について調査審議しているところですが、下記2のとおり当該事件に対する意見を通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号:平成 年(処分) [(不作為)])諮問第 号事件名:

2 意見の内容

当該諮問事件につき、行政不服審査法第43条第1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

(理由)

当該諮問事件は、・・・・であり、行政不服審査法第43条第1項に該当すると認められるため。

担当: 連絡先:

様式5 (諮問取下書)

(文書番号) 平成 年 月 日

高知市行政不服審査会 会長 様

高知市長 印

諮問の取下げについて

諮問(平成 年(処分) [(不作為)]諮問第 号)に係る審査請求事件[平成 年 月 日付け(文書番号)により貴審査会に諮問した審査請求事件(平成 年(処分) [(不作為)]諮問第 号)]について、行政不服審査法第27条の規定に基づく取下げがあったため(注)、当該諮問を取り下げます。

(添付資料)

(例)□ 審査請求取下書(写し)

担当:連絡先:

(注) 諮問の取下げの理由が、行政不服審査法第27条に規定する「審査請求の取下 げ」以外の場合(審査請求に係る処分の全部を取り消す場合等のほか、審査会か ら諮問不要の通知があった場合など)には、下線の部分の理由に代えて、取下げ の理由を簡潔に記載する。 様式6 (調査審議手続の併合 [分離] の通知)

(文書番号) 平成 年 月 日

 氏名(審査請求人等) 様

 [高知市長 様]

高知市行政不服審査会 会長 印

調査審議手続の併合[分離]について(通知)

下記の諮問事件について,高知市行政不服審査法施行条例(平成28年高知市条例第16号)第10条の規定に基づき,調査審議の手続を併合[分離]したので,通知します。

記

(諮問事件)

(注)併合[分離]の対象となる審査請求事件を列記する。

以上

担当:連絡先:

様式7 (主張書面等の提出の求め)

(文書番号) 平成 年 月 日

 氏名(審査請求人等)
 様

 [高知市長
 様]

高知市行政不服審査会 会長 印

主張書面「資料」の提出の求めについて

下記1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、下記2のとおり主張書面「資料」の提出を求めます。

記

1 諮問事件

諮問番号:平成 年(処分) [(不作為)])諮問第 号事件名:

- 2 主張書面[資料]の提出
 - (1) 提出期限

平成 年 月 日()

(2) 提出を求める主張書面「資料]及び提出方法

任意の様式により作成した書面 [既存の資料の場合は当該資料] を,持参するか,郵送又はファクシミリで当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面 [資料] は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき閲覧等に供することがあり得ますので、その適否についてのあなた [貴庁] のお考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面 [資料] に添付してください。

以上

担当:

連絡・提出先:

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

| | | | 平成 | 年 | 月 | 日 |
|---------|---|------------------------------|-------|----------------|---|-----------|
| 高知市行政不服 | * * | | | | | |
| 会長 | 様 | | | | | |
| | | [高知市長 | 氏名(審弦 | 全請す | | 章) [7] |
| | -る同法第 78 条の規定 -ることは, ぶない。 はない。 | 書面又は資料を,行政不服 に基づき,審査関係人に関 | | | | |

平成 年 月 日

口頭意見陳述申立書

高知市行政不服審査会 会長 様

> 住所 氏名(審査請求人等) 印 [高知市長 印] 電話番号

下記1の審査請求に係る諮問事件について,行政不服審査法第81条第3項において 準用する同法第75条第1項の規定に基づき,下記2及び下記3のとおり口頭意見陳述 を申し立てます。

記

- 1 審査請求
- (1) 審查請求年月日
- (2)審査庁名
- (3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称
- (注) 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問番号及び諮問事件名を記載する。
- 2 口頭意見陳述を希望する日時
- (1)
- (2)
- (3)
- 3 行政不服審査法第75条第2項の規定による補佐人の同伴の許可申請
- (1) 補佐人の同伴を必要とする理由
- (2) 補佐人の住所,氏名,年令及び職業

(住所)

(氏名)

(年令)

(職業)

以上

(記入の際の留意事項)

- ア 法人その他の団体にあっては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- イ 2の「日時」には、希望する日時を複数記入してください。
- ウ 3は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

様式9 (主張書面等閲覧等請求書)

主張書面等閲覧等請求書

平成 年 月 日

高知市行政不服審査会 会長 様

 住所
 5

 氏名
 印

 [高知市長
 印]

 電話番号

下記1の審査請求に係る諮問事件に関して貴審査会に提出された下記2の主 張書面等について,行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78 条第1項の規定に基づき,下記3のとおり閲覧[写し等の交付,閲覧及び写し等 の交付]を求めます。

記

- 1 審査請求
- (1) 審査請求年月日
- (2) 審査庁名
- (3)審査請求に係る処分又は不作為の名称
- (注) 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問番号及び諮問事件名を記載する。
- 2 求める主張書面等の名称等

【例】

- ・高知市が提出した諮問説明書及び資料
- ・審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・参加人が提出した主張書面及び資料
- 3 閲覧,交付の別
 - □ 閲覧
 - 希望する閲覧時期(期間を記載)
 - □ 写し等の交付
 - ・ 希望する交付方法
- (注) 3の「閲覧, 交付の別」については、該当するものの□にチェックの上、記載すること

様式10 (主張書面等の閲覧等についての提出者への意見照会)

(文書番号) 平成 年 月 日

 氏名(審査請求人等)
 様

 [高知市長
 様]

高知市行政不服審査会 会長 印

主張書面等の閲覧等についての意見について(照会)

あなた [貴庁] が平成 年 月 日に当審査会に提出した下記の主張書面等について、審査請求人 [高知市長、参加人] から、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づく閲覧 [写し等の交付,閲覧及び写し等の交付] の求めがありましたので、当該審査請求人 [高知市長、参加人] に対する当該主張書面等の閲覧 [写し等の交付,閲覧及び写し等の交付] について、同条第2項本文の規定に基づき、あなた [貴庁] の意見を求めます。

つきましては、あなた[貴庁]の意見を、別紙「提出した主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、平成年月日までに、持参するか、郵送又はファクシミリで当審査会事務局に提出してください。

記

提出された主張書面等の名称等

【例】

- 高知市が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

担当:

連絡・提出先:

(別 紙)

提出した主張書面又は資料の取扱いについて

平成 年 月 日

高知市行政不服審查会 会長 様

> 氏名(審査請求人等) [高知市長 印]

貴審査会に平成 年 月 日に提出した〇〇 [具体的主張書面等の名称を記] について 行政不服審査法第 81 条第3項において準用する同法第 78 条の 入規

| へ」について,付政不服番盆法第81条第3項において準用する回法第18条 | <i>(1)</i> |
|-------------------------------------|------------|
| 規定に基づき,審査関係人に閲覧させる,又はその写し等を交付することは, | |
| □ 差支えがない。 | |
| □ 適当ではない。 | |
| (適当ではない理由) | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

様式11 (答申書の交付)

(文書番号) 平成 年 月 日

高知市長 様

高知市行政不服審査会 会長 印

答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について,別紙答申書を 交付します。

記

諮問番号:平成 年(処分) [(不作為)] 諮問第 号

事件名:

(別 紙)

諮問番号:平成 年(処分) [(不作為)]諮問第 号 答申番号:平成 年(処分) [(不作為)]答申第 号

答申書

- 第1 審査会の結論
- 第2 審査関係人の主張の要旨
- 第3 審理員意見書の要旨
- 第4 調査審議の経過
- 第5 審査会の判断の理由
- (注)必要に応じ、答申を行った部会 [総会] の名称及び委員の氏名を記載する。